



札幌市では、10カ所の水再生プラザのほか、ポンプ場や汚泥を処理する施設を有しています。水再生プラザ・ポンプ場は、水系別に、3つの水処理センターで管理を行っています。運転方法の検討や運転計画の作成も、水処理センターで行っています。

## 水処理センター

### 創成川水処理センター

所在地／〒001-0045 北区麻生町8丁目1番15号 電話／011-736-6371  
所管する水再生プラザ：創成川水再生プラザ、拓北水再生プラザ、伏古川水再生プラザ、茨戸水再生プラザ

### 豊平川水処理センター

所在地／〒003-0828 白石区菊水元町8条3丁目5番1号 電話／011-871-5121  
所管する水再生プラザ：豊平川水再生プラザ、厚別水再生プラザ、定山溪水再生プラザ、東部水再生プラザ

### 新川水処理センター

所在地／〒063-0849 西区八軒9条西7丁目1番65号 電話／011-611-5305  
所管する水再生プラザ：新川水再生プラザ、手稲水再生プラザ

## 水再生プラザ



創成川  
水再生プラザ

●処理区域面積:2,067ha ●処理能力:144,000m<sup>3</sup>/日  
●所在地:〒001-0045 北区麻生町8丁目1番15号  
●汚泥処理:西部スラッジセンターへ圧送  
●放流先:創成川 ●環境基準類型:B  
●運転開始年月:第1/昭和42年4月、第2/昭和56年4月



拓北  
水再生プラザ

●処理区域面積:455ha ●処理能力:16,000m<sup>3</sup>/日  
●所在地:〒002-8074 北区あいの里4条10丁目1番1号  
●汚泥処理:西部スラッジセンターへ圧送  
●放流先:石狩川 ●環境基準類型:B  
●運転開始年月:昭和59年9月



伏古川  
水再生プラザ

●処理区域面積:1,108ha ●処理能力:61,000m<sup>3</sup>/日  
●所在地:〒007-0868 東区伏古8条1丁目2番35号  
●汚泥処理:西部スラッジセンターへ圧送  
●放流先:伏龍川 ●環境基準類型:-  
●運転開始年月:昭和43年4月



茨戸  
水再生プラザ

●処理区域面積:2,089ha ●処理能力:100,000m<sup>3</sup>/日  
●所在地:〒061-3248 石狩市花川東1000番地  
●汚泥処理:西部スラッジセンターへ圧送  
●放流先:茨戸川 ●環境基準類型:B  
●運転開始年月:昭和52年8月

## 水再生プラザ



豊平川  
水再生プラザ

●処理区域面積:4,833ha ●処理能力:186,000m<sup>3</sup>/日  
●所在地:〒003-0828 白石区菊水元町8条3丁目5番1号  
●汚泥処理:東部スラッジセンターへ圧送  
●放流先:望月寒川 ●環境基準類型:B  
●運転開始年月:第1/昭和45年10月、第2/昭和55年9月



厚別  
水再生プラザ

●処理区域面積:4,479ha ●処理能力:154,800m<sup>3</sup>/日  
●所在地:〒004-0069 厚別区厚別町山本645番地18  
●汚泥処理:東部スラッジセンターへ圧送  
●放流先:野津幌川 ●環境基準類型:B  
●運転開始年月:昭和48年10月



定山溪  
水再生プラザ

●処理区域面積:96ha ●処理能力:14,000m<sup>3</sup>/日  
●所在地:〒061-2302 南区定山溪温泉東1丁目50番地  
●汚泥処理:スクリュープレス脱水(西部スラッジセンター内)  
●放流先:豊平川 ●環境基準類型:A  
●運転開始年月:昭和45年10月



東部  
水再生プラザ

●処理区域面積:689ha ●処理能力:40,000m<sup>3</sup>/日  
●所在地:〒003-0876 白石区東米里2172番地1  
●汚泥処理:東部スラッジセンターへ圧送  
●放流先:豊平川 ●環境基準類型:B  
●運転開始年月:平成17年4月



新川  
水再生プラザ

●処理区域面積:3,736ha ●処理能力:238,000m<sup>3</sup>/日  
●所在地:〒063-0849 西区八軒9条西7丁目1番65号  
●汚泥処理:西部スラッジセンターへ圧送  
●放流先:琴似川 ●環境基準類型:D  
●運転開始年月:第1/昭和46年9月、第2/昭和56年4月



手稲  
水再生プラザ

●処理区域面積:5,238ha ●処理能力:220,000m<sup>3</sup>/日  
●所在地:〒006-0860 手稲区手稲山口265番地8  
●汚泥処理:西部スラッジセンターへ圧送  
●放流先:新川 ●環境基準類型:D  
●運転開始年月:昭和53年6月

### 環境基準類型

河川の利用目的に応じて指定されている区分で、その類型ごとに環境基準が定められています。水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌群数の項目に基準があり、BODでは、次のとおりとなっています。

A:2mg/L以下 B:3mg/L以下 C:5mg/L以下 D:8mg/L以下  
(BODは、水の汚れ度合いを示す指標のひとつで、値が小さいほど、きれいな水といえます。)